

○大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則

平成27年12月24日
教育委員会規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)第4条の規定に基づき、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平29教委規則2・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び中学校の児童及び生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案に係る事実関係を明確にし、及びその解決を図るために必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平29教委規則2・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の中立性及び公正性)

第5条 委員会は、調査によって明らかとなった事実と誠実に向き合うものとし、中立かつ公正に調査審議しなければならない。

(平29教委規則16・追加)

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。

(平29教委規則16・旧第5条繰下)

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(平29教委規則16・旧第6条繰下)

(調査結果報告書)

第8条 委員会は、所掌事務に係る調査及び審議を終えたときは、調査結果報告書を作成し、教育委員会に答申しなければならない。

2 委員会は、前項の調査結果報告書の作成に当たっては、関係法令の趣旨に照らし、関係当事者のプライバシーの保護その他必要な配慮をしなければならない。

(平29教委規則16・追加)

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局児童生徒支援課において処理する。

(平29教委規則16・旧第7条繰下)

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(平29教委規則16・旧第8条繰下)

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年8月24日教育委員会規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。